

ひょうご外国人雇用企業認定制度 Q & A

1 事業について

質問		回答	
Q1	ひょうご外国人雇用企業認定制度とは、どのような事業ですか。	A1	兵庫県内に本社がある中小企業者を対象に、外国人雇用に係る要件を満たす企業を兵庫県が認定する事業です。
Q2	この制度の目的は何ですか。	A2	外国人の受け入れが進む中、多文化共生を推進する先進県として、外国人が安心して就職・定着できるよう、外国人を雇用する県内中小企業の取り組みをチェックリスト方式で見える化することで、企業の労働環境を充実し、外国人の採用・定着を推進することです。
Q3	認定されることで期待される効果はどんなことですか。	A3	以下の効果が期待されます。 <企業等> ・第三者評価による企業の信頼性、認知度向上 ・外国人及び日本人社員のモチベーション向上 ・外国人の就職・定着の促進 ・外国人確保に向けた機会の拡大 など <外国人> ・第三者評価を得た信頼性のある企業の発見 ・労働環境の充実によるモチベーションの向上 ・外国人の採用・定着に積極的な企業の発見 など
Q4	認定のメリットはありますか。	A4	県ホームページへの掲載、認定ロゴマークの使用等があります。詳しくは、ホームページをご確認ください。 URL添付予定
Q5	募集はいつ行われますか。	A5	随時受け付けています。なお、認定に向けた審査会は毎年度3回実施する予定です。詳しくは、ホームページを確認ください。 URL添付予定
Q6	申請から認定まではどのような流れですか。	A6	申請受付後、事務局で申請内容の確認を行います。（その際、申請内容や関係書類について確認の連絡をする場合があります。） 事務局での確認後、認定審査会において審査を行い、認定の可否を決定します。なお、審査には1～2箇月要する見込みのため、予めご了承ください。認定された企業には、兵庫県が認定書を発行します。
Q7	認定にあたり費用はかかりますか。	A7	無料です。 但し、申請書類の準備等に係る費用は、申請者負担となります。
Q8	認定期間はありますか。	A8	あります。 認定期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。
Q9	認定企業になれば、提供するサービスや商品に対して兵庫県から認定が与えられるものと考えて良いですか。	A9	認定企業のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。

Q10	要綱、チェックリスト等を随時変更する可能性はありますか。（その際の認定の判断含む）	A10	あります。（改正、変更等については、運用面を考慮し原則、事業年度開始の日に実施します。） なお、認定については、申請時点の要綱等を適用し認定の判断を行います。また、認定期間満了後の更新時には、新要綱等で更新の認否を判断します。
-----	---	-----	--

2 申請・認定について

質問		回答	
Q11	申請要件は何ですか。	A11	要綱第4条をご確認ください。
Q12	申請に必要な書類は何ですか。	A12	申請には、申請書及び添付資料のほか、チェックリスト及び関係書類の提出が必要です。様式は、以下ホームページに掲載しています。 URL添付予定
Q13	申請書等様式の書き方を教えてください。	A13	各様式と一緒に掲載している記載例を参照ください。
Q14	申請書は手書きでも良いですか。	A14	手書きの申請書は受付できません。
Q15	申請方法は何ですか。	A15	電子メールで申請に必要な書類を送信ください。
Q16	本社は県外ですが、事業所が県内にある場合は申請できますか。	A16	要綱第2条に規定のとおり、本社が兵庫県外にある企業は対象外です。
Q17	外国人が経営する企業は申請できますか。	A17	申請可能です。
Q18	個人事業主は申請できますか。	A18	中小企業基本法第2条に定める中小企業者（個人）のため、対象となります。
Q19	（特例）有限会社は申請できますか。	A19	中小企業基本法第2条に定める中小企業者（会社）のため、対象となります。
Q20	協同組合は申請できますか。	A20	中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当しないため、対象外です。
Q21	外国人の定義は何ですか。	A21	要綱第2条のとおりです。 ○外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年告示第276号） ※「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くものとする。
Q22	派遣社員も対象ですか。	A22	派遣先では雇用関係にないため対象となりません。 ただし、派遣元において外国人を雇用しており、要綱第4条に該当する企業は対象となります。
Q23	要綱第4条に規定される重大な違反とは具体的に何ですか。	A23	是正勧告書の交付や企業名の公表、書類送検等です。

3 更新、変更等について

質問		回答	
(1) 更新について			
Q24	期間満了による更新はありますか。	A 24	あります。 認定期間の更新する場合は、認定期間満了の日の3箇月前までに、更新申請書に関係書類を添付して提出ください。
Q25	認定更新の申請をしなかった場合、認定はどうなりますか。	A 25	要綱第9条により認定の更新ができません。または、第12条により認定が取消しになります。

Q26	認定更新の申請を期日までにできない場合、認定はどうなりますか。	A 26	要綱第9条により認定の更新ができません。または、第12条により認定が取消しになりますので、申請期間に間に合うように準備をお願いします。 万が一、申請が間に合わない、申請忘れ等の場合は、事務局にご相談ください。
(2) 変更について			
Q27	変更届はどういった場合に提出が必要ですか。	A 27	要綱第10条のとおり、申請内容から企業名、所在地等が変更になった場合に提出が必要です。
Q28	認定期間中に、チェックリストの実施項目に増減があった場合、変更届の提出が必要ですか。	A 28	要綱第6条の認定基準に適合していれば、増減関係なく変更届の提出は不要です。 認定基準（チェックリスト実施14項目以下等）に適合しなかった場合は取下げが必要です。ただし、速やかに改善等が見込まれる場合はこの限りではないため、事務局に相談ください。
(3) 認定の取下げについて			
Q29	認定を取り下げることができますか。	A 29	可能です。 取下届に必要な事項を記入のうえ、ご提出ください。
Q30	認定を取り下げた場合、再度申請すれば認定されますか。	A 30	下記により認められれば可能です。 要綱第11条に基づき認定を取り下げた場合、認定を取り下げた事由を改善した後に、その改善が分かる書類を提出ください。改善が認められれば再度申請可能です。
Q31	認定期間中に、チェックリストの達成項目に増減があった場合、取下届の提出が必要ですか。	A 31	(A28のとおり)
Q32	認定期間中に、本社所在地が県外に移転となった場合、取下げは必要ですか。	A 32	要綱第12条に基づき、取下げは不要です。 ただし、要綱第10条に基づき所在地の変更届を提出ください。 なお、要綱第9条に基づき、認定の更新は不可です。
Q33	認定後に外国人が退職して0人になった場合、取下げは必要ですか。	A 33	要綱第4条認定申請要件のとおり、今後、外国人の雇用を計画している場合は取下げ不要です。
(4) 認定の取消しについて			
Q34	認定が取り消されることはありますか。	A 34	要綱第4条認定申請要件等を満たさなくなった場合等に取り消すことがあります。
Q35	認定が取り消された場合、再度申請すれば認定されますか。	A 35	下記により認められれば可能です。 要綱第12条に基づき認定が取り消された場合、認定を取り消された事由を改善した後に、その改善が分かる書類を提出ください。改善が認められれば再度申請可能です。
(5) その他			
Q36	認定にあたり調査等がありますか。	A 36	要綱第14条に基づき、認定前後に、認定申請要件又は認定基準を満たしていることや取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて聞き取り又は資料の提出のほか、現地調査を行う場合があります。

3 その他

質問		回答	
Q45	認定されていませんが、ロゴマークを使用できますか。	A 45	使用できません。 認定企業のみ使用可能です。
Q46	認定書は、社内での掲示や自社W e b サイトで公開をしても良いですか。	A 46	可能です。 ただし、認定書の加工等を行わないでください。
Q47	申請書は公開されますか。	A 47	申請書のうち、企業名、所在地、業種、ホームページURL、チェックリスト等を兵庫県ホームページで公開します。